

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

清水労務行政事務所

2015年11月策定

特定社会保険労務士

清水 道一

清水労務行政事務所は、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について、以下の基本方針を定め、運用します。

1. 安全管理措置の確保

1) 組織的安全管理措置

① 組織体制

特定個人情報等の取扱いに関する責任者を以下の通り定め、適正な取扱いを行います。
総括責任者 清水 道一

② 取扱ルールの明確化

特定個人情報等の安全管理措置に関して、別途「特定個人情報等取扱規程」を定め、遵守します。

③ 監査の実施

取扱い、運用状況についての監査を定期及び不定期に実施します。

2) 人的安全管理措置

事務取扱担当者に対しては、定期的に情報管理教育を実施します。

3) 物理的安全管理措置

① 立入り禁止区域の設定

特定個人情報等取扱区域を定め、立入り禁止区域を設けます。この区域は、管理責任者及び事務取扱担当者しか出入りをすることができません。

② 機器の盗難防止対策

特定個人情報を取り扱うパソコン等の電子機器については、施錠保管等の盗難防止対策を講じます。

4) 技術的安全管理措置

システムへのアクセスについては、不正アクセス防止のため全て記録を取り、運用状況を監視します。

2. 法令の遵守

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び関連法令を遵守し、最新のガイドラインに基づき運用します。

3. ご質問等の窓口

当事務所における特定個人情報等の取扱いに関するご質問、ご相談に関しては下記の方法によりご連絡下さい。

TEL 0848 (48) 4448 FAX 0848 (48) 4120

e-mail s-roumu@triton.ocn.ne.jp

特定個人情報等取扱規程

清水労務行政事務所

（目 的）

第1条 本規程は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び特定個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、清水労務行政事務所の取扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

（定 義）

第2条 本規程にける個人番号とは番号法第7条第1項又は第2項の規定により住民票コードを变换して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう（番号法第2条第6項及び第7項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項における個人番号）。

2 本規程における特定個人情報とは、個人番号（個人番号に対応し、その番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。

3 本規程における特定個人情報等とは個人番号及び特定個人情報を併せたものをいう。

4 前第3項までを含み、本規程で表記する用語は、番号法その他の関係法令の定めによるものとする。

（取扱い業務・事務手続きの範囲）

第3条 当事務所が個人番号を取扱う業務・事務手続きの範囲は以下のとおりとする。

- ① 健康保険・厚生年金保険 関係届出・請求事務
- ② 雇用保険 関係届出・請求事務
- ③ 労働者災害補償保険法に基づく請求事務
- ④ 労働保険徴収法 関係届出・請求事務
- ⑤ 国民年金第3号被保険者関係届出事務
- ⑥ 給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務
- ⑦ 報酬・料金等の支払調書作成事務
- ⑧ 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- ⑨ 不動産使用料等の支払調書作成事務
- ⑩ 不動産等の譲受け対価の支払調書作成事務

2 前項にかかわらず、事業者等第三者から業務を受託した場合について、有資格上の法令制限により取扱うことができない業務・事務手続きは、これを行わない。

（組織体制及び責務）

第4条 当事務所の特定個人情報等の取扱いについての組織体制は、以下のとおりとする。

- ① 総括責任者 事務所代表者とし、事務を取扱い、及び総括責任を負う者
- ② 事務取扱担当者 事務所代表者が指名する者

2 事務取扱担当者が複数いる場合は、そのうち1人を責任者とする。

3 事務取扱担当者は、特定個人情報等の保護、保全に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

4 総括責任者は、個人情報等が本規程に基づき適正に取扱われるよう、事務取扱担当者に

対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

総括責任者は、事務取扱者に対して、情報管理に関する教育を自ら、または外部機関の受講による方法により1年に1回以上実施する。

- 5 総括責任者及び責任者は、情報漏えいが発生した場合、またはその可能性が疑われる場合には、速やかに漏えいの拡大を阻止するよう対策を講じなければならない。

総括責任者及び責任者は、事後速やかにその原因を究明し関係者に報告をしなければならない。

（取 得）

第5条 総括責任者及び事務取扱担当者は、特定個人情報等の提供を受けるにあたり、その写しを紙によって受領し、または直接知覚し筆記して記録した後、当該情報等を速やかに情報システムに入力し、その写し及び記録した書面を速やかにシュレッダーにて裁断処分を行わなければならない。

- 2 総括責任者及び事務取扱担当者は、情報システムに入力した特定個人情報等を印刷し、または外部へエクスポートしてはならない。

- 3 前項の情報システムは、本規程第5条～第9条並びに第12条・第13条に基づき使用する場合等特定個人情報等にアクセスする必要がある場合、及びシステムのセキュリティプログラムを更新する必要がある場合等やむを得ない場合を除いて、インターネット等の外部環境には接続しない。

- 4 前第1項～第3項にかかわらず、特定個人情報等の提供を受け、紙媒体で保管を行う場合は、当該書面は第7条第1項の規定により、厳重に保管管理する。

（利 用）

第6条 総括責任者及び事務取扱担当者は、情報システムを利用し、第3条に定める事項の業務・事務手続きを行うことができる。

- 2 前項において作成される申請書等は、行政機関への提出分についてのみ印刷することができる。

- 3 総括責任者及び事務取扱担当者は、行政機関への提出及び調査等の場合に限り、当事務所外にデータ等を持ち出すことができる。この場合、持ち出すことができるデータ等は、紙媒体の資料のみとし、デジタルデータによる持出しは出来ない。

（保 管）

第7条 特定個人情報等を含む紙媒体の資料については、施錠付きキャビネット・書類ロッカーに保管する方法により管理する。この施錠鍵は、総括責任者のみが所持することができ、総括責任者は、毎朝午前9時に開錠し、午後6時に施錠する。

- 2 前項にかかわらず、特定個人情報等を第5条第1項により取得し、情報システムを使用して保管する場合は、暗号化及び厳重なアクセス権限により保護されるオンラインストレージにより保管管理しなければならない。

- 3 特定個人情報等は、その情報事項がデジタル情報による場合には、前第5条に基づく情報システム以外のパソコン等電子端末及び電子媒体にその情報を保管してはならない。

（提 供）

第8条 特定個人情報等は、関係法令により必要な場合に限り、関係行政庁へ提供することができる。個人番号関係事務取扱担当者は、情報システムを利用し、第3条に定める事項の業務・事務手続きを行うことができる。

- 2 前項において提供にあたっては、簡易書留、特定記録郵便、レターパック等による方法ま

たは電子申請による方法により、適正かつ安全に行わなければならない。

（削除・廃棄）

第9条 特定個人情報等を含む紙媒体の資料は、手続き利用後、または保管の必要がなくなった場合は、速やかにシュレッダーにより裁断し、外部事業者による溶解処理、または自らの焼却処理により削除・廃棄しなければならない。

2 前項において外部事業者による溶解処理サービスを利用した場合は、「溶解処理証明書」を受領しなければならない。

3 特定個人情報等を含むデジタル情報によるデータの削除については、総括責任者が自己の判断により削除、処理するものとし、事務取扱担当者は単独で行うことは出来ない。

（立入り禁止区域の設定）

第10条 総括責任者は、特定個人情報等を取扱う区域を設定し、この区域については立入り禁止区域とする。この区域は、総括責任者が指定した者しか出入りをすることができない。

（機器の盗難防止対策）

第11条 総括責任者は、特定個人情報等を取扱うパソコン等の電子機器について、ロッカーへ入庫し、またはワイヤーロック等により施錠して保管する方法等の盗難防止対策を講じなければならない。

（アクセス状況の監視）

第12条 総括責任者は、情報システムに対して不正なアクセスがないよう、アクセス状況について監視をしなければならない。

（アクセス記録の保存）

第13条 総括責任者は、情報システムの利用状況及びアクセス状況について、そのアクセス記録を取得し、保存しなければならない。

（覚書の締結）

第14条 事業者等第三者から業務の受託を受ける場合については、本規程を厳守するとともに、委託者との間において、個別の取扱い事項を定めた覚書を締結するものとする。

（規程の改定）

第15条 総括責任者は、必要に応じてこの「特定個人情報等取扱規程」を見直し、改定するものとする。

附 則

この規則は平成28年1月1日から施行する。